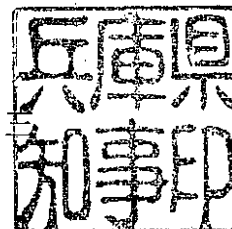




都 政 第 2424 号  
平成25年12月17日

芦屋市長 山 中 健 様

兵庫県知事 井 戸 敏



景観法に基づく景観行政団体への移行について (回答)

平成25年12月11日付け芦都計第559号で協議のあった、景観法第2章第1節から第4節まで及び第4章並びに第5章の規定に基づく事務を貴市が処理することについては、異存ありません。

本県の魅力ある美しい景観の更なる向上のため、景観関連施策の実施に当たっては、今後とも本県との連携・協調に特段のご配慮をお願いします。

芦屋市告示第13号

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日から景観行政事務の処理を開始するので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成26年2月17日

芦屋市  
代表者 芦屋市長 山中

